

議案第 33 号

志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 25 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 16 条第 1 項中「定める者」の次に「(第 19 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 19 条の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 19 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければな

らない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(志摩市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 志摩市職員の育児休業等に関する条例(平成16年志摩市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(志摩市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第3条 志摩市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年志摩市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第13条第7項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の4第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。